

大和市告示第186号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により市道の区域を次のとおり変更し、及び同条第2項の規定により平成25年11月5日から供用を開始する。なお、関係図面は、本市都市施設部土木管理課において、同日から2週間（ただし、日曜日及び土曜日を除く。）の一般の縦覧に供する。

平成25年11月5日

大和市長 大木 哲

路線名	旧	起 点	終 点	幅 員	延 長
	新				
福田相模原線2号	旧	下鶴間字丁四号4258番1先	中央五丁目454番5先	7.28~ 20.68 m	4327.33 m
	新	中央林間西一丁目4258番1先	中央五丁目454番5先	7.28~ 20.68	4327.33
南大和相模原線	旧	大和東一丁目1080番24先	中央林間四丁目1598番24	10.97~ 20.98	4453.49
	新	大和東一丁目1080番24先	中央林間四丁目1598番24	10.97~ 20.98	4453.49